

# 西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

## 1. 条例制定の趣旨

近年、建設現場等で生じた大量の建設残土が、全国各地の農地や山林に投棄され、景観悪化や崩落の危険が生じており、令和3年7月には静岡県熱海市で大規模な土砂崩れが発生しています。西尾市においても、建設残土の投棄により、堆積した土砂等の崩落、粉塵の飛散、汚染された土砂等による土壌汚染等が危惧されます。

本市では土砂等による埋立て等を規制する条例を制定していますが、「許可制」ではなく、また、規制対象をごく一部の地目に限定しているなど、不十分な状況であり、時代に即した内容になっていないのが実情で、現行条例の見直しが急務となっていました。

この度、条例の全面改正を行い、「許可制」や「罰則」の導入、また埋立て等による「高さ制限」を設けるなど、住民生活の安全確保や自然環境の保全等を図ることとしました。

なお、条例の施行日は、令和5年5月1日です。

## 2. 条例の目的（第1条関係）

この条例は、市内における土砂等の埋立て等について、市、事業者、土砂等を発生させるもの及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、自然環境及び住民の生活環境を保全することを目的としております。

## 3. 定義（第2条関係）

この条例における用語の定義は、次の通りです。

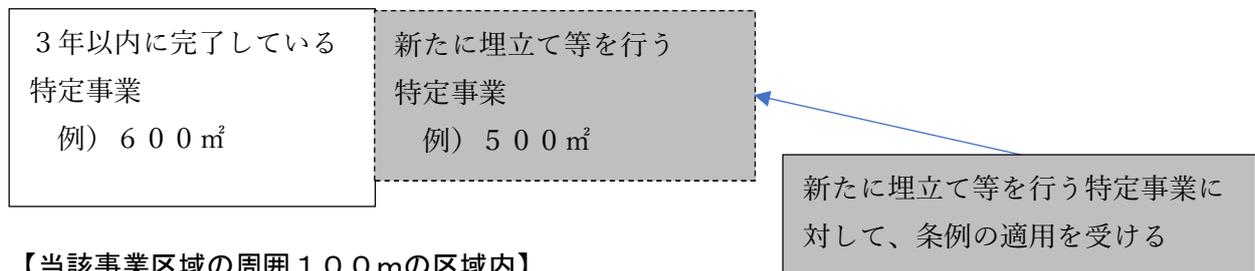
土砂等	土砂及びこれに混入し、又は付着したもの (廃棄物又は汚染土壌を除く)
改良土	土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し、安定処理したもの
再生土	産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥に限る。）の脱水、混練等の処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するもの
特定事業	土砂等による土地の埋立て整地、盛土その他の土地への堆積を行う行為
一時堆積特定事業	特定事業であって、他の場所への搬出を目的として行う土砂等の堆積行為
事業区域	特定事業を行う区域
事業者	特定事業を行う者
土地所有者	特定事業を行う土地の所有者

#### 4. 適用事業（第3条関係）

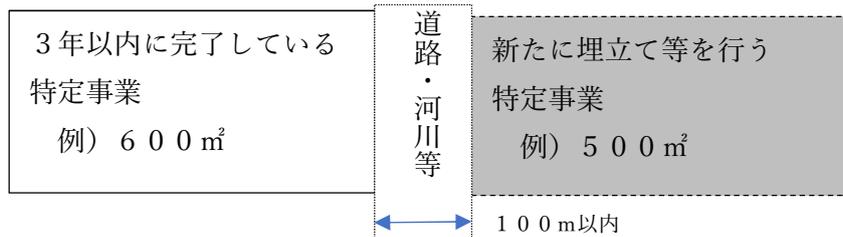
この条例を適用する特定事業の範囲は、次のとおりです。

- ① 事業区域の面積が1,000㎡以上の特定事業  
※すべての地目が条例の適用対象となります。
- ② 事業区域の面積が1,000㎡未満であっても、当該事業区域と隣接又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、同一の事業者が当該特定事業に関する事業を開始しようとする日前3年以内に特定事業を完了している場合においては、当該事業区域と既に完了している事業区域の面積を合算して1,000㎡以上の特定事業

##### 【隣接する区域】

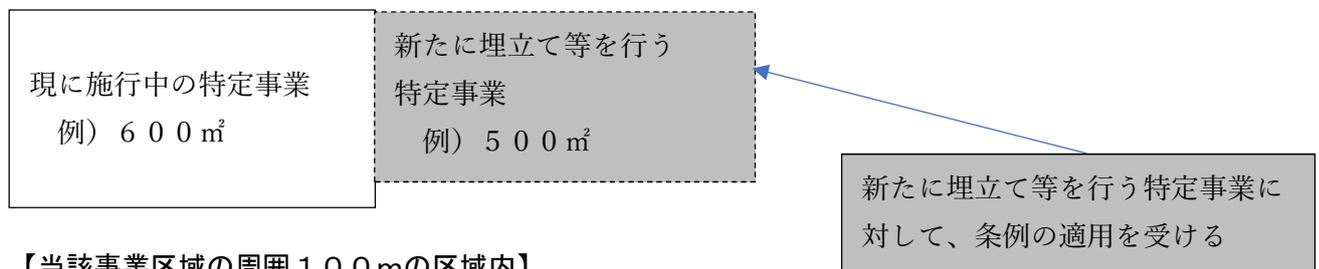


##### 【当該事業区域の周囲100mの区域内】

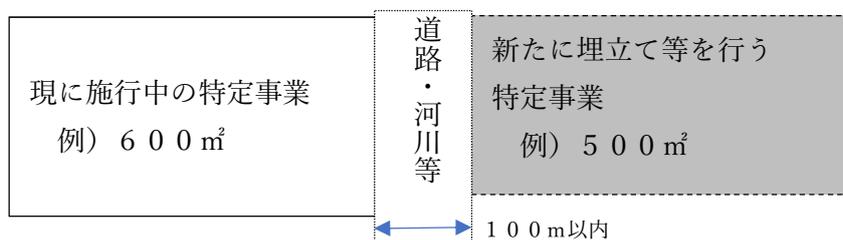


- ③ 事業区域の面積が1,000㎡未満であっても、当該事業区域と隣接又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、同一の事業者が特定事業を施行中の場合においては、当該事業区域と施行中の事業区域の面積を合算して1,000㎡以上の特定事業

##### 【隣接する区域】



##### 【当該事業区域の周囲100mの区域内】



## 5. 適用除外（第3条関係）

次に掲げる埋立て等については、適用を除外します。

### ・国、地方公共団体その他規則で定める者が行う特定事業

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良連合
- (3) 土地区画整理法第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (10) その他、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、必要な措置を講ずることができるものとして市長が認めるもの

### ・他の法令の規定による許可等を受けて行う特定事業

- (1) 文化財保護法第125条第1項の規定による許可を要する行為
- (2) 鉱業法第21条第1項の規定による許可を要する行為
- (3) 森林法第10条の2の規定による許可を要する開発行為及び同法第34条第2項の規定による保安林における許可を要する行為
- (4) 砂防法第4条第1項の規定による砂防指定地域における許可を要する行為
- (5) 道路法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (6) 河川法第25条又は第27条第1項の規定による許可を要する行為
- (7) 港湾法第37条第1項の規定による許可を要する行為
- (8) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可を要する行為
- (9) 公有水面埋立法第2条の規定による免許を要する行為
- (10) 建築基準法第51条の規定による許可を要する行為
- (11) 自然公園法第33条第1項の規定による普通地域内における届出を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為

## ・その他規則で定める埋立て等

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良に伴い行う事業
  - ア 盛土した部分の高さの最大値が60センチメートル以内
  - イ 切り下げた部分の深さの最大値が60センチメートル以内
  - ウ 掘削した部分の深さの最大値が60センチメートル以内
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 運動場、資材置場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- (4) 土地の所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う事業
- (5) 採石法、砂利採取法その他の法令等に基づく許可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う事業

## 6. 関係者の責務（第4条～第7条関係）

市、事業者、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する事業を行う者、土地の所有者それぞれの責務は、次の通りです。

### (1) 市の責務

- ・市内における特定事業の状況を把握し、不適正な特定事業が行われることのないように監視に努めなければならない。

### (2) 事業者の責務

- ・特定事業を行うときは、当該事業区域の周囲100メートルの範囲内の土地に現に居住する住民及び当該事業区域を管轄する町内会長の理解を得るよう努めなければならない。
- ・特定事業を行うときは、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・特定事業に係る苦情を受けた場合又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。
- ・特定事業を行う場合は、基準に適合しない土砂等を使用してはならない。
- ・特定事業の実施に際し、通行、近隣の土地利用及び公道の構造に支障が生じないよう配慮しなければならない。
- ・特定事業が完了した後において、土壌の汚染、災害の発生、廃棄物の混入等が認められる場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(3) 土砂等を発生させる者の責務

- ・土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。
- ・当該土砂等の不適正な特定事業が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(4) 土砂等を運搬する事業を行う者の責務

- ・特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

(5) 土地所有者の責務

- ・当該所有する土地において、事業者が行う特定事業による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。
- ・土壌の汚染及び災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を提供してはならない。
- ・事業者が、特定事業の実施に際し必要な措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。

## 7. 許可基準

許可基準は、次のとおりです。

- ・当該特定事業に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。
- ・当該特定事業が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するおそれがないこと。
- ・当該特定事業が規則で定める施工基準に適合していること。
- ・当該特定事業に伴う生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置として規則で定める基準に適合しており、且つその他生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が十分講じられたものと認められること。
- ・当該特定事業に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。
- ・西尾市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ・当該特定事業に用いる土砂等が、愛知県内で発生したものであること。
- ・当該特定事業に用いる土砂等が改良土又は再生土である場合にあっては、愛知県の認定を受けており、且つ指定された用途で使用されること。
- ・当該特定事業区域の土地所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の同意を得ていること。
- ・隣接地権者等及び周辺住民等に対し、事業区域の特定事業の計画について説明会を開催していること。
- ・2年以内に完了する事業計画であること。

## 8. 罰則（第31条～第33条関係）

本条例の罰則は、次のとおりです。

- ・措置命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ・改善命令に違反した者は、最高で50万円以下の罰金に処する。

## 9. 事業の手続き（流れ）

### ○ 事業を開始する前に行うこと。

#### ① 環境保全課との事前打ち合わせ



許可申請の前に

- 1 土地所有者等の同意
- 2 隣接地権者等に対する説明会開催

#### ② 許可の申請（申請書等の提出） ※審査には1か月程度かかります。

### 【必要書類】

申請書：特定事業許可申請書（様式第2号）

もしくは特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（様式第3号）

添付書類：1 特定事業区域内土地使用同意書（様式第4号）

もしくは特定事業（一時堆積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第5号）

2 説明会実施報告書（様式第6号）

3 その他規則で定める書類

（隣接地権者等承諾書、土砂等の搬入計画、土砂等発生元証明書、  
特定事業の位置を示す図面 など）

### ○ 事業の許可がおりたら行うこと。

#### ① 事業着手前



着手7日前まで ⇒ 特定事業・一時堆積特定事業着手届出書（様式第16号）の提出

着手日まで ⇒ 土砂等の特定事業に関する標識（様式第17号）の設置  
施工管理者の設置

#### ② 事業着手



### 事業期間中

- ・施工管理台帳（様式第22・23号）の記録
- ・土壌の調査等の報告（様式第11・12号 など）  
職員立会の上、事業着手から3か月ごとに土壌の調査をし、  
結果を報告（900㎡以内の区域に等分した箇所事を作成）
- ・特定事業の休止（様式第19号）及び再開（様式第20号）

#### ③ 廃止・完了

事業の廃止・完了の届出（14日）

詳細は、条例及び条例施行規則をご確認ください。

【問い合わせ先：西尾市 環境部 環境保全課 電話番号：0563-34-8111（直通）】